

三水域連携による放置艇等の対策の推進 ~河川局、水産庁との連携~

三水域（港湾、河川、漁港）が連携した放置艇等の全国実態調査を行うとともに、港湾管理者が船舶等の放置等禁止区域を指定する際に指針となるガイドラインを策定し、放置等禁止区域の指定を促進する。

省庁連携による子ども体験型環境学習の推進(平成18年度新規) ~文部科学省との連携~

港湾関係事業及び海岸事業で整備する緑地・海浜・海岸等を活用して、子どもたちの豊かな人間性をはぐくむため、地域の身近な環境をテーマに、継続的な体験型環境学習の実施を推進する。

物流セキュリティ強化及びこれに連動した物流効率化の実現方策等に関する調査研究 ~省内各局、関係省庁との連携~

平成16年度に関係7省庁が連携してとりまとめた「安全かつ効率的な国際物流の実現のための施策パッケージ」で示されたセキュリティ強化と物流効率化の両立に向けた施策方針に基づき、施策パッケージ全体の推進体制の整備や港湾物流情報プラットフォームの構築や電子タグ等を活用したセキュリティ対策等に関する普及支援方策の検討など施策の具体化を図る。 政策群

。新規事項

1 主な新規着工施設

事業名 [事業主体]	総事業費 (億円)	便益(B)		費用 (C) (億円)	B/C	その他の指標 による評価
		総便益 (億円)	便益の主な根拠			
神戸港 PI(第2期)地区 国際海上コンテナターミナル 整備事業 [近畿地方整備局]	306	1,036	輸送コスト削減 (平成21年度予測取扱 貨物量: 26万TEU)	284	3.6	港湾貨物の輸送の効率化 により、CO ₂ 及びNO _x 等 の排出量が軽減される。
博多港 IC地区 国際海上コンテナターミナル 整備事業 [九州地方整備局]	339	1,104	輸送コスト削減 (平成23年度予測取扱 貨物量: 23万TEU)	334	3.3	港湾貨物の輸送の効率化 により、CO ₂ 及びNO _x 等 の排出量が軽減される。
金沢港 大野地区 多目的国際ターミナル整備 事業 [北陸地方整備局]	167	530	輸送コスト削減 (平成21年度予測取扱 貨物量: 50万トン)	140	3.8	港湾貨物の輸送の効率化 により、CO ₂ 及びNO _x 等 の排出量が軽減される。
鹿島港 外港地区 航路整備事業 [関東地方整備局]	34	189	輸送コスト削減 (平成21年度予測大型 船航行隻数: 約34隻)	42	4.5	航路の埋没解消により、船舶 の航行安全性が向上すると ともに、海上輸送の効率化 により、CO ₂ 及びNO _x 等 の排出量が軽減される。
関門航路/北九州港 戸畑地区 航路整備事業 [九州地方整備局]	7.6	57	輸送コスト削減 (平成19年度予測大型 船航行隻数: 約35隻)	12	4.9	航路の埋没解消により、船舶 の航行安全性が向上すると ともに、海上輸送の効率化 により、CO ₂ 及びNO _x 等 の排出量が軽減される。

2 新規制度

スーパー中枢港湾プロジェクトの推進

スーパー中枢港湾の約7割のコンテナを取扱っている埠頭公社ターミナルにおいて、管理運営効率化を図るための支援制度を創設するとともに、港湾ターミナルと貨物鉄道ターミナル間の横持ち及び積替の円滑化を図るため、臨港鉄道の積替施設整備に対する補助制度を創設する。

対東アジアとのSCMコリドー構築に資する小口貨物積替円滑化支援（その他施設費）

対東アジア輸送の準国内輸送化に伴い増加した小口貨物が、海上輸送と他の輸送モードの間で円滑な接続が可能となるよう、貨物の一時保管機能やコンテナ・シャーシ蔵置機能を有する小口貨物積替円滑化支援施設（小口積替デポ）の整備に対する補助制度を創設する。

港湾ロジスティクス・ハブの形成

経済のグローバル化に対応するため、国際物流と国内物流の結節点として、コンテナターミナルと近接した港湾ロジスティクス・ハブの形成を支援する。

港湾危機管理情報ネットワークの構築

港湾危機管理情報（テロ、災害、波浪等に関する情報）を速やかに収集・解析・伝達するための、国の港湾危機管理情報ネットワークを構築する。

安全で経済的な港湾施設の整備・維持管理の推進

技術基準の性能規定化に対応し、安全で経済的な港湾施設の確保を図るため、港湾ストックの効率的な利用のための維持管理手法の導入、港湾施設の広域性等に応じた維持管理システムの整備等を図る。

内航フェリーターミナルにおける保安対策の強化（その他施設費）

平成17年7月の英国同時爆破テロ事件を踏まえて、テロにより人命に直接多大な影響を及ぼすおそれがある内航フェリーターミナル等において、不審者の監視等によりテロを未然に防止し、施設の安全な運営を確保するため、監視施設等の整備を支援する。

民間都市開発推進機構による特定民間都市開発事業制度の拡充（政令改正）

民都法に定める民間都市開発推進機構の参加・融通業務について、平成17年度末までの時限措置となっている、三大都市の一定の地域を事業対象とする地域要件の特例措置を、平成21年3月31日まで3年間延長する。また、参加・融通業務の貸付等限度額の算定方法について、平成17年度末までの時限措置となっている特例措置を、平成21年3月31日まで3年間延長する。

港湾関係起債事業に係る貸付条件の改定

港湾管理者の財政負担軽減を図りつつ、ふ頭用地等の利用料金を引き下げ、港湾の国際競争力強化に資するため、港湾関係起債事業の財源に充てられている政府資金（財政融資資金等）及び公営企業金融公庫資金の「償還期限（据置期間）の延長」を要求する。

また、公営企業金融公庫資金の貸付利率において「特別利率の適用」を要求する。